

令和5年度

宮崎市病児保育事業業務受託候補者選定実施要領

令和5年12月

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課

1 実施要領等の定義

この実施要領は、令和6年4月から開始する令和6年度宮崎市病児保育事業業務を行う事業者の募集に関して必要な事項を定めるものとし、本実施要領に以下の資料を併せて「実施要領等」とする。

なお、受託候補者の選定にあたっては、価格のみによる競争では本事業の目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を評価するため、公募型企画提案方式を採用する。

【資料】

①宮崎市病児保育業務委託仕様書

：市が受託者に要求する具体的な業務仕様を示すもの。以下、本実施要領において「仕様書」という。

②添付資料

：参加申込書等の様式集

2 業務概要

(1) 業務実施対象地域

本郷地区・赤江地区・青島地区

(2) 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※単年度ごとの業務委託契約を締結し、市の予算の範囲内において、5年間を限度に更新できるものとする。

(3) 業務内容

仕様書を参照

3 参加資格

参加事業者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申込書の提出時において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の18第1項に基づく届出を行っていること。なお、受注者は、第三者に対し、委託業務を再委託してはならない。
- (3) 宮崎市子ども・子育て支援プランに定める提供区域内における確保方策を維持するとともに、仕様書に基づき、業務を安定かつ継続的に実施することが可能であること。
- (4) 市を除く他の制度の公的財源により運営されている病児保育事業者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (6) 国税並びに市税について滞納がないこと。
- (7) 本業務の公表から契約締結日のいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成12年12月20日告示第350号）及び宮崎市建設工

- 事等に係る指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

4 申請に係る留意事項

- (1) 応募事業者は、企画提案書一式の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなされる。
- (2) 提案した内容は、実現を約束したものとみなされる。
- (3) 提出書類に関する留意事項は以下のとおりとする。
- ①企画提案書等の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、市が宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき企画提案書等の内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
 - ②事業契約に至らなかった応募事業者の事業提案書等については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
 - ③提出を受けた書類は返却しない。
 - ④提出書類は、選定等のために必要な範囲内で複製を作成することがある。
 - ⑤申請に際して使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時に限る。
 - ⑥用紙はすべて（添付する図表も含む）A4判で統一し、ページ番号を付すこと。
 - ⑦提出書類は、書類番号順にセットして、インデックス（見出し）を貼り、ファイリングして提出すること。
 - ⑧証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定められた様式を使用すること。
 - ⑨期限を過ぎた提出は一切受け付けない。
 - ⑩申請書類の提出後、審査において必要な場合は、書類の追加提出や補正を求めたり、記載内容に関する聞き取り調査を行ったりすることがある。
- (4) 応募に関して必要な費用は、全て応募事業者の負担とする。

5 申請の手続

(1) 選定スケジュール

項 目	日 時
実施要領等の公表	令和5年12月19日(火)
質問の受付期限	令和5年12月26日(火) 午後5時まで
【質問の回答(最終)】	令和5年12月28日(木)
参加申込書兼誓約書等の提出期限	令和6年1月9日(火) 午後0時必着
【参加資格の通知】	令和6年1月10日(水) までに通知発送
提案書等の提出期間	令和6年1月11日(木) 午前9時から 令和6年1月22日(月) 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年1月29日(月) の週(別途通知)
結果通知公表	令和6年2月9日(金) までに通知発送
契約	令和6年3月下旬～
業務開始開始	令和6年4月1日(月)

(2) 実施要領等の配布期間及び配布場所

①配布期間

令和5年12月19日(火)～令和6年1月9日(火) ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

各日午前8時30分から午後5時まで。ただし、令和6年1月9日のみ午前8時30分から午後0時まで

②配布場所

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課(市役所本庁舎1階)

または宮崎市のホームページからダウンロード(<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>)

(3) 質問書の受付及び回答

質問がある場合には、様式第5号を用いて電子メールで提出するものとする。メール送信時には、件名に「【病児保育質問書】」の文言を付すものとし、送信時には必ず電話(市保育幼稚園課 0985-21-1774)で受信の確認を行うこと。

【受付期間】 令和5年12月19日(火)～令和5年12月26日(火) 午後5時

【提出先】 宮崎市子ども未来部保育幼稚園課(担当:原)宛

メールアドレス:10jidou-hoiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

【回答方法】 募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、令和5年12月28日(木)午後5時までに市ホームページにて公表する。

なお、簡易な事項(実施要領や仕様書の記載内容の確認等)については、その都度個別に回答することがある。

(4) 参加申込書の提出

①提出書類

別添「令和5年度宮崎市病児保育事業業務受託候補者選定に係る提出書類及び作成上の留意事項」を参照。

②提出先

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市子ども未来部 保育幼稚園課（担当：原）宛

③提出期限

令和6年1月9日（火）午後0時まで（持参の場合は閉庁日を除く。）

④提出方法

持参又は郵便（期限内必着）に限る。

⑤参加資格の認定通知

参加資格の認定通知は、令和6年1月10日（水）までに郵送する。

⑥参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和6年1月12日（金）までに書面（任意の様式）により、理由について説明を求めることができる。

（5）企画提案書等の提出

①提出書類

別添「令和5年度宮崎市病児保育事業業務受託候補者選定に係る提出書類及び作成上の留意事項」を参照

②提出先

〒880-8505 宮崎市橋通西1丁目1番1号
宮崎市子ども未来部 保育幼稚園課（担当：原）宛

③提出期限

令和6年1月22日（月）午後5時まで（持参の場合は閉庁日を除く。）

④提出方法

持参又は郵便（期限内必着）に限る。

6 審査及び選定に関する事項

（1）選定委員会事務局による審査（1次審査）

資格要件の適合状況を事務局（保育幼稚園課）が審査する。

（2）選定委員会による審査と受託候補者の選定（2次審査）

選定委員会において、提出書類の審査に加え、応募事業者による企画提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施して審査を行い、得点の最も高い者を優先候補者とする。選定委員会は、必要に応じて事業実施予定施設の現地確認を行うことがある。

選定委員の構成（5名）	
学識経験者（2名）	小児科医
公立保育所長	子ども未来部長

- ・審査の結果、合計得点が最も高かった者を受託候補者とする。
- ・得点が最も高い者が複数いる場合は、選定委員会の協議により受託候補者を決定する。
- ・参加者が1者の場合であっても、選定委員会による審査を実施し、受託候補者を決定する。
- ・以下に該当する場合は「失格」とする。
合計得点が満点の6割を下回る場合

(3) 企画提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングの実施方法

①実施方法

1 事業者あたりの制限時間は、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分以内の計25分とする。

(注意事項)

- ・出席者は、事業者1社あたり3名までとする。また、業務責任者として配置予定の者は必ず出席すること。
- ・パソコン等を使用する場合は各自準備すること（プロジェクター・スクリーン等は本市が準備するものとする。）。

②日時及び会場

後日文書にて各参加事業者へ通知する。

(4) 選定結果等の通知及び公表

受託候補者を決定後、申請者全員に郵送にて通知を行う（令和5年2月上旬予定。）。

(5) 審査項目

提案書等の内容について評価及びヒアリングを行い、次のとおり点数化を行う。

審査項目	審査の視点	重要度	配点 又は 加算点	評価					
				特に 優れている	優れている	普通	劣っている	かなり 劣っている	
審査委員採点 (基礎点)	1	応募動機について(事業に対する意欲や熱意があるか)	B	5	5	4	3	2	1
	2	事業に対する理念	B	5	5	4	3	2	1
	3	事業の趣旨を十分に理解した提案・事業計画となっているか	B	5	5	4	3	2	1
	4	事業を継続的に運営できる資金計画となっているか	B	5	5	4	3	2	1
	5	事業を安定的に運営できる経営基盤・経営能力があるか	B	5	5	4	3	2	1
	6	実施予定地は事業を実施する上で適格(利便性など)であるか	A	10	10	8	6	4	2
	7	保育及び看護方針について	A	10	10	8	6	4	2
	8	預かり児童の健康管理について	A	10	10	8	6	4	2
	9	感染症対策に関する取り組みについて	A	10	10	8	6	4	2
	10	医療機関等との連携体制の構築に関する取り組みについてまた、医療機関以外の法人等の場合は、協力医の確保に向けての取り組みについて	A	10	10	8	6	4	2
	11	衛生管理に関する取り組みについて	A	10	10	8	6	4	2
	12	事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか(職員の急な体調不良等、緊急時にも対応可能な体制作り)	A	10	10	8	6	4	2
	13	職員の育成(研修等)に関する取り組みについて	A	10	10	8	6	4	2
	14	職員の確保(採用計画や離職対策等)に関する取り組みについて	A	10	10	8	6	4	2
	15	地域や保護者との信頼関係の構築への取り組みについて	A	10	10	8	6	4	2
	16	児童虐待対応等における関係機関との連携について	A	10	10	8	6	4	2
	17	事故防止や不審者対策、災害に備えての体制作り(避難訓練、防災マニュアルの作成、職員研修等)	A	10	10	8	6	4	2
	18	運営実績	B	5	5	4	3	2	1
審査委員採点(基礎点)合計④				150	150	120	90	60	30
加算点 (担当者入力)	1	病院併設型である	A	20	/				
	2	児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室が2室以上ある	B	5					
	3	調理室が病児・病後児保育専用である	B	5					
	4	保育室について十分なスペースが確保されている(保育室の面積が評価基準面積以上であれば加算)※評価基準面積=保育定員×1.98㎡	B	5					
	5	観察室又は安静室について十分なスペースが確保されている(観察室又は安静室の合計面積が評価基準面積以上であれば加算)※評価基準面積=観察室又は安静室の数×3.3㎡	B	5					
	6	駐車場及び駐輪場が確保されている	B	5					
	7	価格について	B	5					
加算点合計⑤				50					
審査点合計(④+⑤)				200					

(6) 選定対象除外事項

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定の対象から除外、又は受託候補者の決定を取り消すものとする。

また、契約締結後に、次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、当該契約を解除する。

①提出書類の記載内容に虚偽があったとき

- ②受託候補者又は受託候補者の代理人、その他の関係者が選定に関して不当な要求を行った場合、又は、当該申請において、関係職員に対して、選定されるように個別に接触した場合
- ③書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合（やむを得ない変更であると市長が認める場合を除く。）
- ④その他、受託候補者の申請等に関して不正な行為があったと市長が認めた場合

(7) 申請の辞退

申請を辞退する場合には、市へ速やかに辞退届を提出すること。

7 契約の締結

- (1) 「6 審査及び選定に関する事項」に従い、受託候補者を決定後、当該候補者と契約協議を行う。ただし、当該交渉が不調のときは当該候補者の優先交渉権を取り消し、次点者を受託候補者として契約協議を行う。
- (2) 契約書は、仕様書、提案書及び前掲の契約協議に基づいて決定する。
- (3) 契約締結にあたっては、受託者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

8 関係法令等の遵守

本事業の受託にあたっては、仕様書のほか、次に掲げる法令・規定等を遵守すること。なお、委託契約期間中にこれら法令・規定等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）
- ・宮崎市個人情報保護条例（令和4年条例第28号）
- ・宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）
- ・宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）
- ・宮崎市病児保育事業実施要綱
- ・労働関係法令
- ・消防関係法令
- ・その他運営に適用される法令

9 その他の特記事項

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

①受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は委託契約を解除することができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

また、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、病児保育業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

②当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について双方で協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合は、市は委託契約を解除することができる。

なお、次期受託者が円滑に、かつ支障なく、病児保育業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) 契約書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と受託者は誠意をもって協議するものとする。

10 問い合わせ先

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課 施設給付係（市役所本庁舎1階）

【電 話】0985-21-1774

【FAX】0985-27-0712

【E-mail】10jidou-hoiku@city.miyazaki.miyazaki.jp